

デジタル庁
告示第十五号
総務省

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに
共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する基準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第
九号）第三条第一号の規定に基づき、同号に規定する要件の細目を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに
共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する基準を定める命令第三条第一号の規定に基づく要件の
細目は、別表のとおりとする。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

別表

別表の適用に関する通則

- 1 選択時の条件にプラス条件（[+]を付して記載する条件をいう。）の記載がある項目については、プラス条件を満たす場合は、選択レベルよりもレベルを上げることができる。
- 2 選択時の条件にマイナス条件（[-]を付して記載する条件をいう。）の記載がある項目については、マイナス条件を満たす場合は、選択レベルよりもレベルを下げるることができる。
- 3 プラス条件の記載があってもマイナス条件の記載がない項目については、選択レベルより低いレベル（ベンダーによる提案事項を除く。）を選択することはできない。
- 4 選択時の条件にプラス条件及びマイナス条件の両方の記載がない項目については、自治体の規模、自治体における業務の性質、リスク受容方針等に応じて、柔軟にレベルを選択することができる。
- 5 レベルの選択に係る判断が困難な場合等は、選択レベルの範囲内に相当することを前提として、ベンダーに提案を求めることができるものとし、その場合は「*」のレベルを選択する。
- 6 レベルのうち網掛けしているものについては、選択することができない。
- 7 備考における注意事項については、地方公共団体情報システム機構「非機能要求グレード（地方公共団体版）利用ガイド」におけるレベル調整時の留意点に係る内容も併せて参照するものとする。
- 8 クラウド調達時の扱いの○印は、クラウドの対象と成り得る項目であることを示す。△印は、クラウドの対象となる場合がある項目であることを示す。なお、これらの項目でクラウド調達に必要な項目を網羅するものではない。
- 9 [+] [-]条件の○印は、レベルの変更に条件がある項目であることを示す。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル								備考
									-	*	0	1	2	3	4	5	
C.1.2.2	運用・保守性	通常運用	外部データの 利用可否	外部データによりシステムのデータが復旧可能かどうか確認するための項目。 外部データとは、当該システムの範囲外に存在する情報システムの保有するデータを指す（例：住民基本4情報については、住基ネットの情報がある等）。	○	2 0	全データを復旧するためのバックアップ方式を検討しなければならないことを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部データによりシステムの全データが復旧可能	外部データによりシステムの復旧に外部データの一部のデータが復旧可能	システムの復旧に外部データを利用できない				【注意事項】 外部データによりシステムのデータが復旧可能な場合、システムにおいてバックアップ設計を行う必要性が減るため、検討の優先度やレベルを下げて考えることができる。 外部に同じデータを持つ情報システムが存在するため、本システムに障害が発生した際には、そこから抽出したデータによって情報システムを復旧できるような場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。
C.2.3.5	運用・保守性	保守運用	OS等パッチ適用タイミング	OS等パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。 OS等は、サーバー及び端末のOS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。 脆弱性に対するセキュリティパッチなどの緊急性の高いものは速やかに適用する。	○	4 0	緊急性の高いパッチを除くと、定期保守時にパッチを適用するのが一般的と想定。 [-]外部と接続することが全くない等の理由で緊急対応の必要性が少ない場合（リスクの確認がとれている場合）。 [+]外部と接続することがある等の理由で緊急対応の必要性が高い場合（リスクの確認がとれている場合）。	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う	【注意事項】 リリースされるパッチの種類（個別パッチ／集合パッチ）によって選択レベルが変わる場合がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること（E.4.3.4）。 また、マイナンバー利用事務系のOSについては最新のパッチを速やかに適用すること。 なお、パッチを適用する際には事前検証を実施した上で速やかに適用することが望ましい。 【外部とは】 インターネットに接続した環境又は閉域環境の条件を満たさない環境。閉域環境とは「L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、ファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限をしている環境」を指す。
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	ユーザが遵守すべき情報セキュリティに関する規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。 なお、遵守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。 (例) ・情報セキュリティに関する法令 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・その他のガイドライン ・その他のルール	○	1 定期保守時に実施	セキュリティポリシー等を遵守する必要があることを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り					【注意事項】 規程やルール、法令、ガイドライン等を確認し、それらに従い、セキュリティに関する非機能要求項目のレベルを決定する必要がある。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時 の扱い	選択レベル		選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考	
										-	*	0	1	2	3	4		5
E.2.1.1	セキュリティ	セキュリティリスク分析	リスク分析範囲	システム開発を実施する中で、どの範囲で対象システムの脅威を洗い出し、影響の分析を実施するかの方針を確認するための項目。 なお、適切な範囲を設定するためには、資産の洗い出しやデータのライフサイクルの確認等を行う必要がある。 また、洗い出した脅威に対して、対策する範囲を検討する。	○	1	1回	重要情報が取り扱われているため、脅威が現実のものとなった場合のリスクも高い。そのため、重要度が高い資産を扱う範囲に対してリスク分析の必要がある。 [+] 情報の移動や状態の変化が大きい場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲	対象全体				【レベル1】 重要度が高い資産は、各自治体の情報セキュリティポリシーにおける重要度等に基づいて定める（重要度が最高位のものとする等）。
E.4.3.4	セキュリティ	セキュリティリスク管理	ウィルス定義ファイル適用タイミング	対象システムの脆弱性等に対応するためのウィルス定義ファイル適用に関する適用範囲、方針及び適用のタイミングを確認するための項目。	○	2	0	ウィルス定義ファイルは、ファイルが公開されるとシステムに自動的に適用されることを想定。 [-]ウィルス定義ファイルが、自動的に適用できない場合（例えばインターネットからファイル入手できない場合）。	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	定義ファイルを採用しない	定期保守時に実施	定義ファイルリリース時に実施				【注意事項】 定義ファイルを適用する際には事前検証を実施した上で速やかに適用することが望ましい。 最新のウィルス定義ファイル適用時に、ウィルス検索エンジンのアップデートも検討すること。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考		
									-	*	0	1	2	3	4		5	
E.5.1.1	セキュ リティ	アクセス・ 利用制限	管理権限を持 つ主体の認 証	資産を利用する主体(利用者や機器等)を識別 するための認証を実施するか、また、どの程度 実施するのかを確認するための項目。 複数回、異なる方式による認証を実施するこ とにより、不正アクセスに対する抑止効果を高 めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パス ワードによる認証や、ICカード認証、生体認証 等がある。	○	3	0	攻撃者が管理権限を手に入れることによる、権限 の乱用を防止するために、認証を実行する必要が ある。		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	実施しない	1回	複数回の 認証	複数回、 異なる方 式による 認証			【注意事項】 管理権限を持つ主体とは、情報システムの管理 者や業務上の管理者を指す。 認証方式は大きく分けて「知識」、「所持」及び「存 在」を利用する方式がある。 機器等(データ連携サーバ等)は多要素認証の 対象としない。
E.5.2.1	セキュ リティ	アクセス・ 利用制限	システム上の 対策における 操作制限	認証された主体(利用者や機器など)に対し て、資産の利用等を、ソフトウェアにより制限す るか確認するための項目。 例) ソフトウェアのインストール制限や、利用制 限等、ソフトウェアによる対策を示す。	○	1	認証情報 のみ暗号 化	不正なソフトウェアがインストールされる、不要なア クセス経路(ポート等)を利用可能にしている等によ り、情報漏洩の脅威が現実のものとなってしまうた め、これらの情報等への不要なアクセス方法を制 限する必要がある。 (操作を制限することにより利便性や、可用性に影 響する可能性がある)		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	無し	必要最小 限のプロ グラムの 実行、コマ ンドの操 作、ファイ ルへのア クセスのみ 許可する。					【注意事項】 利用者に応じて適切に、実行可能なプログラム、 コマンド操作、アクセス可能なファイルを設定・管 理すること。
E.6.1.1	セキュ リティ	データの 秘匿	伝送データの 暗号化の有 無	暗号化通信方式を使用して伝送データの暗号化 を行う。 インターネットに直接接続せず、内部ネットワ ークのみに接続する情報システムの伝送におい て、悪意のある攻撃から重要なデータを保護す るための対策。	○	2	0	インターネットに直接接続せず、内部ネットワ ークのみに接続する情報システムを想定。 [-] インターネットに接続していない①を満たす閉域 環境における伝送データにおいて、以下の②③双 方の条件も満たす場合 ①L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、 ファイアウォールによる通信プロトコルの限定 等を行うことで必要な通信に制限していること。 ②通信ログを取得していること。 ③インシデント管理及び対応を行うこと。	○	仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	無し	一部の データを暗 号化 (自治体の 判断により 暗号化対 象とする伝 送データを 選定する)	すべての データを暗 号化				【注意事項】 本項番の「暗号化」は「ハッシュ化」等も含む。 暗号化方式等は、国における評価の結果をまと めた「電子政府における調達のために参照すべ き暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」を勘案し て決定する。
E.6.1.2	セキュ リティ	データの 秘匿	蓄積データの 暗号化の有 無	ファイル・フォルダを暗号化するソフトウェアや、 データベースソフトウェアの暗号化機能を使用 して暗号化を行う。	○	3	0	蓄積するデータについては、第三者に漏洩した場 合でも、内容の判読ができないようすべてのデータ の暗号化を実施する。		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	無し	認証情報 のみ暗号 化	重要情報 を暗号化	すべての データを暗 号化			【レベル1】 認証情報のみ暗号化とは、情報システムで重要 情報を取り扱うか否かに関わらず、パスワード等 の認証情報のみ暗号化することを意味する。 【注意事項】 本項番の「暗号化」は「ハッシュ化」等も含む。 暗号化方式等は、国における評価の結果をまと めた「電子政府における調達のために参照すべ き暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」を勘案し て決定する。 システム利用開始時点からの全データを暗号化 すること。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル								備考
									-	*	0	1	2	3	4	5	
E.7.1.1	セキュリティ	不正追跡・監視	ログの取得	不正を検知するために、監視のための記録(ログ)を取得するかどうかの項目。 なお、どのようなログを取得する必要があるかは、実現する情報システムやサービスに応じて決定する必要がある。 また、ログを取得する場合には、不正監視対象と併せて、取得したログのうち、確認する範囲を定める必要がある。	○	1	対策の強化	不正なアクセスが発生した際に、「いつ」「誰が」「どこから」「何を実行したか」等を確認し、その後の対策を迅速に実施するために、ログを取得する必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	取得しない	必要なログを取得する				【注意事項】 取得対象のログは、不正な操作等を検出するための以下のようなものを意味している。 ・ログイン/ログアウト履歴(成功/失敗) ・操作ログ ・セキュリティ機器の検知ログ ・通信ログ ・DBログ ・アプリケーションログ 等
E.7.1.3	セキュリティ	不正追跡・監視	不正監視対象(装置)	サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、端末等への不正アクセス等の監視のために、ログを取得する範囲を確認する。 不正行為を検知するために実施する。	○	1	有り	脅威が発生した際に、それらを検知し、その後の対策を迅速に実施するために、監視対象とするサーバ、ストレージ、ネットワーク機器、端末等の範囲を定めておく必要がある。 [+]システム全体の監視が必要な場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	重要度が高い資産を扱う範囲	システム全体			
E.10.1.1	セキュリティ	Web対策	セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の強化	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。 Webシステムが攻撃される事例が増加しており、Webシステムを構築する際には、セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の実施を検討する必要がある。	○	1	0	オープン系の情報システムにおいて、データベース等に格納されている重要情報の漏洩、利用者への成りすまし等の脅威に対抗するために、Webサーバに対する対策を実施する必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	対策の強化				
E.10.1.2	セキュリティ	Web対策	WAFの導入の有無	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。 WAFとは、Web Application Firewallのことである。	○	0	0	インターネットに直接接続せず、内部ネットワークのみに接続する情報システムを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り				【注意事項】 インターネットに接続したWebアプリケーションを用いる場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル								備考	
									-	*	0	1	2	3	4	5		
A.1.3.1	可用性	継続性	RPO(目標復旧地点)(業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。 バックアップ頻度・バックアップ装置・ソフトウェア構成等を決定するために必要。	○	2	1営業日 前の時点 (日次 バックアップからの 復旧)	システム障害時において、障害復旧完了後、バックアップデータを使用したリストアを行うことを想定。 [-] データの損失がある程度許容できる場合(復旧対象とするデータ(日次、週次)によりレベルを選定) [+]選択レベルの時点(1営業日前の時点)での復旧では後追い入力が増大に発生する等業務への支障が大きいかことが明らかである場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧不要	5営業日前の時点 (週次バックアップからの復旧)	1営業日前の時点 (日次バックアップからの復旧)	障害発生時点 (日次バックアップ+一時保存データからの復旧)		【注意事項】 RLOで業務の復旧までを指定している場合、業務再開のために必要なデータ整合性の確認(例えば、バックアップ時点まで戻ってしまったデータを手修正する等)は別途ユーザが実施する必要がある。	
A.1.3.2	可用性	継続性	RTO(目標復旧時間)(業務停止時)	業務停止を伴う障害(主にハードウェア・ソフトウェア故障)が発生した際、復旧するまでに要する目標時間。 ハードウェア・ソフトウェア構成や保守体制を決定するために必要。	○	2	12時間以内	窓口対応等、システム停止が及ぼす影響が大きい機能の復旧を優先しなるべく早く復旧する。 [-] 業務停止の影響が小さい場合 [+] 運用の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいかことが明らかである場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	1営業日以上	1営業日以内	12時間以内	6時間以内	2時間以内	【注意事項】 RLOで業務の復旧までを指定している場合、業務再開のために必要なデータ整合性の確認(例えば、バックアップ時点まで戻ってしまったデータを手修正する等)は別途ユーザが実施する必要がある。 目標復旧時間をSLAに定めていないクラウドサービスを利用する場合は、OSPがSLAで示す稼働率を元に業務停止時間の最大値を算出し、RTOを検討することが考えられる。	
A.1.3.3	可用性	継続性	RLO(目標復旧レベル)(業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、どこまで復旧するかのレベル(特定システム機能・すべてのシステム機能)の目標値。 ハードウェア・ソフトウェア構成や保守体制を決定するために必要。	○	2	全システム機能の復旧	すべての機能が稼働していないと影響がある場合を想定。 [-] 影響を切り離せる機能がある場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	一部システム機能の復旧	全システム機能の復旧			【レベル1】 一部システム機能とは、特定の条件下で継続性が要求される機能などを指す。(例えば、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年デジタル庁・総務省令第1号)第3条各号に規定する事務の処理に係るシステム(以下この表において「住民記録システム」という。)の住民票発行機能だけは、障害時も提供継続する場合やコンビニにおいて証明書発行が可能な場合等。)	
A.1.4.1	可用性	継続性	システム再開目標(大規模災害時)	大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標。 大規模災害とは、火災や地震などの異常な自然現象、あるいは人為的な原因による大きな事故、破壊行為により生ずる被害のことを指し、情報システムに甚大な被害が発生するか、電力などのライフラインの停止により、システムをそのまま現状に修復するのが困難な状態となる災害をいう。	○	2	1ヶ月以内に再開	電源及びネットワークが利用できることを前提に、遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定。機能は、業務が再開できる最低限の機能に限定する。また、復旧までの間、バックアップデータから必要なデータをCSV等で自治体が利用できる形式で提供(※)する。 ※住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体が利用できる形式で提供すること。 [-] 運用の実現性を確認した上で、一定の再開期間を許容できる場合 [+] 人命に影響を及ぼす、経済的な損失が甚大など、安全性が求められる場合でベンダーと合意できる場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	再開不要	数ヶ月以内に再開	1ヶ月以内に再開	1週間以内に再開	3日以内に再開	1日以内に再開	【注意事項】 目標復旧レベルについては、業務停止時に規定されている目標復旧水準を参考とする。
A.1.5.1	可用性	継続性	稼働率	明示された利用条件の下で、情報システムが要求されたサービスを提供できる割合。 明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。 一般的にサービス利用料と稼働率は比例関係にある。	○	3	99.5%	ガバメントクラウド又はパブリッククラウド、独自クラウドのいずれにおいても、保守要員による運用保守作業と各クラウドサービスで提供される運用保守サービス等(SLA等)を活用し、運用の実現性及び業務への影響を考慮した上で稼働率を設定すること。 また、自治体がその他受注者との取り決め項目として明示することで適合するものとする。 [-] 運用の実現性を確認した上で、業務停止が許容できる場合 [+] 運用の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいかことが明らかである場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%	【レベル】 稼働時間(バッチ処理等を含む運用時間)を平日のみ1日当たり12時間と想定した場合。 99.99%.....年間累計停止時間17分 99.9%.....年間累計停止時間2.9時間 99.5%.....年間累計停止時間14.5時間 99%.....年間累計停止時間29時間 95%.....年間累計停止時間145時間

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	【*】【-】 条件	レベル							備考	
									-	*	0	1	2	3	4		5
B.1.1.1	性能・ 拡張性	業務処理 量	ユーザ数	情報システムの利用者数。利用者は、庁内、 庁外を問わず、情報システムを利用する人数 を指す。 性能・拡張性を決めるための前提となる項目 であると共にシステム環境を規定する項目で もある。また、パッケージソフトやミドルウェア のライセンス価格に影響することがある。	○	1 上限が決 まっている	基幹系システムの場合は、業務ごとに特定のユー ザが使用することを想定。		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	特定ユー ザのみ	上限が決 まっている					【注意事項】 標準準拠システムにおけるマトリクス「ユーザ数」を検討する際は、レベルを 選択した後にユーザ数を特定するのではなく、利用用途を踏まえてユーザ数 の数値化をした上でレベルを特定する。 例1) 標準準拠システムの利用者は、一意のユーザ(ユーザA(担当課)、ユーザB (情報システム部門))であり、当分変更の余地はないため2名分を想定(レ ベルは「0:特定ユーザのみ」となる) 例2) 標準準拠システムの利用者は、担当分担や組織変更などの利用人数変更 を考慮し、最大15名分あれば十分と想定(レベルは「1:上限が決まっている」 となる) 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求す る数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理 が行われた場合には、必ずしも数値化を要するものとしない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。
B.1.1.2	性能・ 拡張性	業務処理 量	同時アクセス 数	同時アクセス数とは、ある時点で情報システム にアクセスしているユーザ数のことである。 パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価 格に影響することがある。	○	1 同時アク セスの上 限が決ま っている	特定のユーザがアクセスすることを想定。		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	特定利用 者の限ら れたアクセ スのみ	同時アクセ スの上限 が決まっ ている					【注意事項】 標準準拠システムにおけるマトリクス「同時アクセス数」を検討する際は、レ ベルを選択した後に同時アクセス数を特定するのではなく、以下のように、 利用用途を踏まえて同時アクセス数の数値化をした上でレベルを特定する。 例1) 標準準拠システムの同時アクセスは、特定の業務担当者のみが利用し、同 時に最大2名がアクセスすることを想定 (レベルは「0:特定利用者の限られたアクセスのみ」となる) 例2) 標準準拠システムの同時アクセスは、業務の繁忙期などを鑑み、15名利用 者がいる前提で、最大10名の同時アクセスが発生することを想定 (レベルは「1:同時アクセスの上限が決まっている」となる) 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求す る数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理 が行われた場合には、必ずしも数値化を要するものとしない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考		
									-	*	0	1	2	3	4		5	
B.1.1.3	性能・ 拡張性	業務処理 量	データ量(項 目・件数)	情報システムで扱うデータの件数及びデータ 容量等。性能・拡張性を決めるための前提とな る項目である。	○	0	すべての データ件 数、デー タ量が明 確である	要件定義時には明確にしておく必要がある。		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	すべての データ件 数、デー タ量が明 確である	主要な データ件 数、デー タ量のみが 明確である					【レベル1】 主要なデータ量とは、情報システムが保持するデータの中で、多くを占める データのことを言う。 例えば、住民記録システムであれば住民データ・世帯データ・異動データ等 がある。 なお、適切な構成でクラウドサービスを利用することで、拡張性を容易に確 保することが考えられる。 【注意事項】 レベル0は標準準拠システムにおいて取り扱うすべてのデータ件数やデー タ量が特定できている場合に選択する。 レベル1は標準準拠システムにおいて取り扱うすべてのデータ件数やデー タ量を特定することが困難な場合(少なくとも主要なデータの件数やデータ量 は明確になっている場合)に選択する。 レベル1の場合は、明確になっていないデータ件数やデータ量を考慮すると、 システム設計中や運用中において、データ件数やデータ量が変わり得る。将 来的なデータ容量枯渇やパフォーマンスなどの観点を考慮した構成の検 討、および継続的なデータ件数やデータ量の監視を行う必要がある。 全部のデータ量が把握できていない場合は、国が示した「選択レベル」から レベルを上げることが考えられる。 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求す る数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理 が行われた場合においては、必ずしも数値化を要するものとしない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。
B.1.1.4	性能・ 拡張性	業務処理 量	オンラインリ クエスト件数	単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性 を決めるための前提となる項目である。	○	0	処理ごと にリクエ スト件数 が明確で ある	要件定義時には明確にしておく必要がある。		仕様の対 象としない	ベンダーに よる提案 事項	処理ごと にリクエ スト件数 が明確である	主な処理 のリクエ スト件数 のみが明確 である					【レベル1】 主な処理とは情報システムが受け付けるオンラインリクエストの中で大部分 を占めるものを言う。 例えば、住民記録システムの転入・転出処理などがある。 なお、適切な構成でクラウドサービスを利用することで、拡張性を容易に確 保することが考えられる。 【注意事項】 レベル0は標準準拠システムにおいて処理ごとのリクエスト件数を特定でき ている場合に選択する。 レベル1は標準準拠システムにおいて処理ごとにリクエスト件数を特定する ことが困難な場合(少なくとも主要な処理のリクエスト件数は明確になっている 場合)に選択する。 レベル1の場合は、明確になっていないオンラインリクエスト件数を鑑み、将 来的なパフォーマンスなどの観点を考慮した構成の検討、および継続的なリ クエスト件数の監視を行う必要がある。 全部のオンラインリクエスト件数が把握できていない場合は、国が示した「選 択レベル」からレベルを上げることが考えられる。 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求す る数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理 が行われた場合においては、必ずしも数値化を要するものとしない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考		
									-	*	0	1	2	3	4		5	
B.1.1.5	性能・ 拡張性	業務処理 量	バッチ処理件 数	バッチ処理により処理されるデータ件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	○	0	処理単位ごとに処理件数が決まっている	要件定義時には明確にしておく必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	処理単位ごとに処理件数が決まっている	主な処理の処理件数が決まっている	2	3	4	5	【レベル1】 主な処理とは情報システムが実行するバッチ処理の中で大部分の時間を占める物をいう。 例えば、人事給与システムや料金計算システムの月次集計処理などがある。 なお、適切な構成でクラウドサービスを利用することで、拡張性を容易に確保することが考えられる。 【注意事項】 バッチ処理件数は単位時間を明らかにして確認する。 全部のバッチ処理件数が把握できていない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。 レベル0は標準準拠システムにおいて処理ごとの処理件数を特定できている場合に選択する。 レベル1は標準準拠システムにおいて処理ごとに処理件数を特定することが困難な場合（少なくとも主要な処理の処理件数は明確になっている場合）に選択する。 レベル1の場合は、明確になっていないオンライン処理件数を鑑み、将来的なパフォーマンスなどの観点を考慮した構成の検討、および継続的な処理件数の監視を行う必要がある。 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストなものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求する数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理が行われた場合においては、必ずしも数値化を要するものとしなない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案事項を踏まえ検討する。
B.2.1.4	性能・ 拡張性	性能目標値	通常時オンラインレスポンスタイム	オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。 アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・縮退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。 具体的な数値は特定の機能又はシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。（例：Webシステムの参照系/更新系/一覧系など）		○	3	3秒以内										管理対象とする処理の中で、通常時の照会機能などの大量データを扱わない処理がおおむね目標値を達成できれば良いと想定。 [-] 遅くても処理出来れば良い場合、又は代替手段がある場合 [+] 運用の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいたことが明らかである場合
B.2.1.5	性能・ 拡張性	性能目標値	アクセス集中時のオンラインレスポンスタイム	オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。 アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・縮退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。 具体的な数値は特定の機能又はシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。（例：Webシステムの参照系/更新系/一覧系など）	○	2	5秒以内	管理対象とする処理の中で、ピーク時の照会機能などの大量データを扱わない処理がおおむね目標値を達成できれば良いと想定。 [-] 遅くても処理出来れば良い場合、又は代替手段がある場合 [+] 運用の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいたことが明らかである場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	10秒以内	5秒以内	3秒以内	1秒以内	【注意事項】 すべての処理に適用するわけではなく、主な処理に適用されるものとする。 測定方法、アクセス集中時の条件については、ベンダーと協議し詳細を整理する必要がある。 【レベル4】 1秒以内とした場合には、用意するハードウェアについて高コストなものを求める必要があるため、その必要性を十分に検討する必要がある。	

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル								備考	
									-	*	0	1	2	3	4	5		
B.2.2.1	性能・ 拡張性	性能目標 値	通常時バッチ レスポンス遵守 度合い	バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス（ターンアラウンドタイム）が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時（※）・ピーク時・縮退運転時ごとに遵守度合いを決める、具体的な数値は特定の機能またはシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。 （例：日次処理/月次処理/年次処理など） ※「通常時」とは、運用保守期間のうち、繁忙期間（住基業務であれば転入・転出の多い年度末・年度当初、個人住民税業務であれば確定申告時期・当初課税時期等）及び想定量を超える処理が発生した期間を除いた期間をいう。	○	2	再実行の 余裕が確保 できる	管理対象とする処理の中で、通常時のバッチ処理 を実行し、エラーが発生するなどして処理結果が不正 の場合、再実行できれば良いと想定。		仕様の対 象としない	ベンダー による提案 事項	遵守度合 いを定め ない	所定の時 間内に収 まる	再実行の 余裕が確保 できる			【注意事項】 再実行をしない場合又は代替手段がある場合は、国が示した「選択レベル」 からレベルを下げる考えられる。	
B.2.2.2	性能・ 拡張性	性能目標 値	アクセス集中 時のバッチレ スポンス遵守 度合い	バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス（ターンアラウンドタイム）が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時ごとに遵守度合いを決める、具体的な数値は特定の機能又はシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。 （例：日次処理/月次処理/年次処理など）	○	2	再実行の 余裕が確保 できる	管理対象とする処理の中で、ピーク時のバッチ処理 を実行し、エラーが発生するなどして処理結果が結果が不正の場合、再実行できる余裕があれば良いと想定。 ピーク時に余裕が無くなる場合にはサーバ増設や 処理の分割などを考慮する必要がある。		仕様の対 象としない	ベンダー による提案 事項	遵守度合 いを定め ない	所定の時 間内に収 まる	再実行の 余裕が確保 できる			【注意事項】 再実行をしない場合又は代替手段がある場合は、国が示した「選択レベル」 からレベルを下げる考えられる。	
C.1.1.1	運用・ 保守性	通常運用	運用時間（平 日）	業務主管部門等のエンドユーザが情報システム を主に利用する時間。（サーバを立ち上げて いる時間とは異なる。）	○	1	定時内での 利用 （1日8時 間程度利用）	開庁時間を定時と想定。 ※住民記録システム等、開庁時間の定時内において 常時利用するシステムにおいては、選択レベル 未満のレベルを採用することは想定されない [-] 不定期に利用する情報システムの場合 [+] 定時外も頻繁に利用される場合、頻繁ではない が計画された稼働延長がある場合	○	仕様の対 象としない	ベンダー による提案 事項	規定無し （不定期利用）	定時内での 利用 （1日8時間 程度利用）	繁忙期は 定時外も 頻繁に利用 （1日12時間 程度利用）	定時外も 頻繁に利用 （1日12時間 程度利用）	24時間利用	【注意事項】 情報システムが稼働していないと業務運用に影響のある時間帯を示し、 サーバを24時間立ち上げていても、それだけでは24時間無停止とは言わ ない。 一般的に、クラウドサービスにおいては、仮想サーバやコンテナなど、サー ビス起動時間に対して費用が発生する。運用時間を必要最低限に留め、サー ビスを停止させることでクラウドにかかるコストの削減が見込まれる。	
C.1.1.2	運用・ 保守性	通常運用	運用時間（休 日等）	休日等（土日/祝祭日や年末年始）に業務主管 部門等のエンドユーザが情報システムを主に 利用する時間。（サーバを立ち上げている時間 とは異なる。）	○	1	定時内での 利用 （1日8時 間程度利用）	休日等の窓口開庁がある場合を想定。 [-] 休日の窓口開庁や休日出勤がない場合 [+] 定時外も頻繁に利用される場合	○	仕様の対 象としない	ベンダー による提案 事項	規定無し （原則利用 しない）	定時内での 利用 （1日8時間 程度利用）	定時外も 頻繁に利用 （1日12時間 程度利用）	24時間利用		【注意事項】 一般的に、クラウドサービスにおいては、仮想サーバやコンテナなど、サー ビス起動時間に対して費用が発生する。運用時間を必要最低限に留め、サー ビスを停止させることでクラウドにかかるコストの削減が見込まれる。	
C.1.2.5	運用・ 保守性	通常運用	バックアップ 取得間隔	バックアップ取得間隔	○	4	日次で取 得	全体バックアップは週次で取得する。しかし、RPO 要件である、1日前の状態に戻すためには、毎日差 分バックアップを取得しなければならないことを想 定。 [-] RPOの要件が[-]される場合 [+] RPOの要件が[+]される場合	○	仕様の対 象としない	ベンダー による提案 事項	バックア ップを取 得しない	システム 構成の変 更時など 、任意の タイミ ング	月次で取 得	週次で取 得	日次で取 得	同期バック アップ	【注意事項】 「全体バックアップ」の「全体」は「データの全体」を指し示す。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル								備考	
									-	*	0	1	2	3	4	5		
C.4.3.1	運用・保守性	運用環境	マニュアル準備レベル	運用のためのマニュアルの準備のレベル。	○	2	情報システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する 運用をユーザが実施することを想定。 [-]通常運用に必要なオペレーションのみを説明した運用マニュアルのみ作成する場合、又はユーザーによる運用を想定していない場合 [+] ユーザ独自の運用ルールを加味した特別な運用マニュアルを作成する場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	各製品標準のマニュアルを提供する	情報システムの通常運用のマニュアルを提供する	情報システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する	ユーザのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する				【レベル】 通常運用のマニュアルには、サーバ・端末等に対する通常時の運用(起動・停止等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。保守運用のマニュアルには、サーバ・端末等に対する保守作業(部品交換やデータ復旧手順等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。 障害発生時の一次対応に関する記述(系切り替え作業やログ収集作業等)は通常運用マニュアルに含まれる。バックアップからの復旧作業については保守マニュアルに含まれるものとする。 なお、クラウドサービス上でのメンテナンス(一部サービスの提供終了や廃棄を含む)への対応に関するマニュアルについても想定される。
C.4.5.1	運用・保守性	運用環境	外部システムとの接続有無	情報システムの運用に影響する他システムや外部システム(自治体が管理に関わらないシステム)との接続の有無に関する項目。	○	1	他システムと接続する 庁内基幹系システムとして、住基と税などのように連携する他システムが存在することを想定。 [-] データのやり取りを行う他システムが存在しない場合 [+] 外部システムに接続して、データのやり取りを行う場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	他システムや外部システムと接続しない	他システムと接続する	外部システムと接続する				【注意事項】 庁外の民間クラウド等で稼動する場合でも、内部ネットワークで接続する場合は庁内のシステムと位置づけること。 また、接続する場合には、そのインターフェース(接続ネットワーク・通信方式・データ形式等)について確認すること。	
C.5.2.2	運用・保守性	サポート体制	保守契約(ソフトウェア)の種類	保守が必要な対象ソフトウェアに対する保守契約の種類。	○	2	アップデート ソフトウェアがバージョンアップした場合に、ベンダーがアップデートすることを想定。 [-] アップデート権を必要としない場合、かつ、バージョンアップの要否を都度検討し、必要な場合にに応じて別契約によりバージョンアップを行う場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	保守契約を行わない	問い合わせ対応	アップデート					
D.1.1.2	移行性	移行時期	システム停止可能日時	移行作業計画から本稼働までのシステム停止可能日時。(例外発生時の切り戻し時間や事前バックアップの時間等も含むこと。)	○	4	利用の少ない時間帯(夜間など) 業務が比較的に少ない時間帯にシステム停止が可能。 業務が比較的に少ない時間帯にシステム停止が可能。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し(必要な期間の停止が可能)	5日以上	5日未満	1日(計画停止日を利用)	利用の少ない時間帯(夜間など)	移行のためのシステム停止不可	【注意事項】 基幹業務システムにおいては、システム停止可能な日や時間帯が極めて限定的である。長期のシステム停止期間においても、システム停止可能日とその時間帯をあらかじめ定めておく必要がある。 なお、レベル5の「移行のためのシステム停止不可」は、一般的に並行稼働する複数システム間の移行において可能であり、移行作業に要する人的コストや必要機器等を考慮すると、移行リスクは低減できるがコストの負担が大きくなる可能性に留意すること。 停止可能日・時間を増やす場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。 【レベル】 レベル0は情報システムの制約によらず、移行に必要な期間のシステム停止が可能なることを示す。レベル1以上は、システム停止に関わる(業務などの)制約が存在する上での、システム停止可能日時を示す。レベルが高くなるほど、移行によるシステム停止可能な日や時間帯など、移行計画に影響範囲が大きい制約が存在することを示している。	
D.3.1.1	移行性	移行対象(機器)	設備・機器の移行内容	移行前の情報システムで使用していた設備において、新システムで新たな設備に入れ替え対象となる移行対象設備の内容。	○	3	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える 業務アプリケーションも含めた移行がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	移行対象無し	移行対象設備・機器のハードウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のハードウェア、OS、ミドルウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を替えて、さらに統合化する		【レベル】 移行対象設備・機器が複数あり、移行内容が異なる場合には、それぞれ合意すること。 【注意事項】 業務アプリケーション更改が無い場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。 業務アプリケーションの更改程度が大きい場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。	
D.4.1.1	移行性	移行対象(データ)	移行データ量	旧システム上で移行の必要がある業務データの量(プログラム、移行データに含まれるPDFなどの電子帳票類を含む)。	○	*	ベンダーによる提案事項 移行前システムのデータを抽出した上で、移行対象データを決定する必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	移行対象無し	1TB未満	10TB未満	10TB以上			【注意事項】 データベースの使用量をそのまま使用すると、ログデータなど移行には必要のないデータも含まれる場合がある。	

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考	
									-	*	0	1	2	3	4		5
D.5.1.1	移行性	移行計画	移行のユーザ/ベンダー 作業分担	移行作業の作業分担。	○	1 ユーザとベンダー と共同で 実施	移行結果の確認等、一部を自治体職員が実施する 形態を想定。 [+] 標準仕様準拠のシステムから標準仕様準拠の システムに移行する場合	○	仕様の対象 としない	ベンダーによる 提案事項	すべてユーザ	ユーザとベンダーと共 同で実施	すべてベン ダー				【注意事項】 最終的な移行結果の確認は、レベルに関係なくユーザが実施する。なお、ユーザデータを取り扱う際のセキュリティに関しては、ユーザとベンダーで取り交わしを行うことが望ましい。 ベンダーに移行作業を分担する場合については、既存システムのベンダーと新規システムのベンダーの役割分担を検討する必要がある。 【レベル1】 共同で移行作業を実施する場合、ユーザ/ベンダーの作業分担を規定すること。特に移行対象データに関しては、旧システムの移行対象データの調査、移行データの抽出/変換、本番システムへの導入/確認、等について、その作業分担を規定しておくこと。
F.1.1.1	システム環境・エ コロジー	システム制約/前 提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省) ・個人情報保護法(平成15年法律第57号)などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系など	○	1 制約有り	庁内規約などが存在する場合を想定。		仕様の対象 としない	ベンダーによる 提案事項	制約無し	制約有り					【注意事項】 情報システムを開発する際に、機密情報や個人情報等を取り扱う場合がある。これらの情報が漏洩するリスクを軽減するために、プロジェクトでは、情報利用者の制限、入退室管理の実施、取り扱い情報の暗号化等の対策が施された開発用環境を整備する必要がある。 また運用予定地での構築が出来ず、別地に環境設定作業場所を設けて構築作業を行った上で運用予定地に搬入しなければならない場合や、逆に運用予定地でなければ構築作業が出来ない場合なども制約条件となる。
F.1.2.1	システム環境・エ コロジー	システム制約/前 提条件	運用時の制約条件	運用時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省) ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系など	○	1 制約有り	設置に関して何らかの制限が発生するセンターやマシンルームを前提として考慮。ただし条件の調整などが可能な場合を想定。		仕様の対象 としない	ベンダーによる 提案事項	制約無し	制約有り					

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考
									-	*	0	1	2	3	4	
A.3.1.1	可用性	災害対策	復旧方針	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時の業務継続性を満たすための代替の機器として、どこに何が必要かを定める。	○	2	同一の構成で情報システムを再構築 [-] 運用の実現性を確認した上で、限定された構成等で情報システムを再構築することが「許容」できる場合 [+] 運用の実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧しない	限定された構成で情報システムを再構築	同一の構成で情報システムを再構築	限定された構成をDRサイトで構築	同一の構成をDRサイトで構築	【レベル】 レベル1及び3の限定された構成とは、復旧する目標に応じて必要となる構成(例えば、冗長化の構成は省くなど)を意味する。 【注意事項】 データセンター等の庁舎外にサーバを設置する場合は、庁舎がDRサイトの位置づけとなる場合もある。 DR(Disaster Recovery)サイトとは、災害などで業務の続行が不可能になった際に、緊急の代替拠点として使用する施設や設備のこと。
A.3.2.1	可用性	災害対策	保管場所分散度(外部保管データ)	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管する。	○	2	1ヶ所(遠隔地) 遠隔地1ヶ所 [+] 運用の実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	1ヶ所(近隣の別な建物)	1ヶ所(遠隔地)	2ヶ所(近隣の別な建物と遠隔地)	2ヶ所(遠隔地)	【注意事項】 ここで遠隔地とは、主系サーバ等の設置場所と同時被災の恐れがない遠隔地であり、庁舎等の利用場所から見ての遠隔地では無い。 A.3.2.2(保管方法(外部保管データ))と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。
A.3.2.2	可用性	災害対策	保管方法(外部保管データ)	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。	○	1	媒体による外部保管(バックアップ)、またはネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップ A.3.2.1と同じ拠点へのリモートバックアップを想定。 [+]媒体での外部保管とネットワーク経由でストレージへの遠隔保管による運用(バックアップ)の両方を必要とする場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管(バックアップ)しない	媒体による外部保管(バックアップ)、またはネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップ	媒体による外部保管(バックアップ)及びネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップの兼用			【注意事項】 A.3.2.1(保管場所分散度(外部保管データ))と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。 近年のランサムウェアによるセキュリティインシデントが多発していることに鑑みると、リモートバックアップに加えて媒体による外部保管(バックアップ)を取得することも考えられる。
C.1.2.3	運用・保守性	通常運用	データ復旧の対応範囲	データの損失等が発生したときに、どのようなデータ損失に対して対応する必要があるかを示す項目。	○	1	障害発生時のデータ損失防止 障害発生時に決められた復旧時点(RPO)へデータを回復できれば良い。 [+] 職員の作業ミスなどによって発生したデータ損失について運用の実現性を確認した上で業務への支障が起きることは明らかな場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	バックアップを取得しない	障害発生時のデータ損失防止	職員の作業ミスなどによって発生したデータ損失防止			【注意事項】 職員が一度正常に処理したデータについては、回復するデータには含まれない。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル								備考
									-	*	0	1	2	3	4	5	
C.1.3.1	運用・保守性	通常運用	監視情報	情報システム全体、あるいはそれを構成するハードウェア・ソフトウェア(業務アプリケーションを含む)に対する監視に関する項目。 監視とは情報収集を行った結果に応じて適切な宛先に発報することを意味する。本項目は、監視対象としてどのような情報を発信するべきかを決定することを目的としている。 セキュリティ監視については本項目には含まない。「E7.1.1(不正追跡・監視(ログの取得))」又は「E7.1.3(不正追跡・監視(不正監視対象(装置)))」で別途検討すること。	○	4	レベル3に加えてリソース監視を行う 夜間の障害時にも、管理者に状況を知し、すぐ対処が必要なのかどうかを判断するため、詳細なエラー情報まで監視を行うことを想定。 [-] 障害時は地方公共団体の情報システム管理者又は地方公共団体より運用業務を委託され管理権限を保持する事業者がすぐに情報システムにアクセスできるため、詳細なエラー情報まで監視する必要がない場合 [+] 通常よりも処理が集中されることが予想できパフォーマンス監視が必要な場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	監視を行わない	死活監視を行う	レベル1に加えてエラー監視を行う	レベル2に加えてエラー監視(トレース情報を含む)を行う	レベル3に加えてリソース監視を行う	レベル4に加えてパフォーマンス監視を行う	【レベル】 死活監視とは、対象のステータスがオンラインの状態にあるかオフラインの状態にあるかを判断する監視のこと。 エラー監視とは、対象が出力するログ等にエラー出力が含まれているかどうかを判断する監視のこと。トレース情報を含む場合は、どのモジュールでエラーが発生しているのか詳細についても判断することができる。 リソース監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいてCPUやメモリ、ディスク、ネットワーク帯域といったリソースの使用状況判断する監視のこと。 パフォーマンス監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいて、業務アプリケーションやディスクの入出力、ネットワーク転送等の応答時間やスループットについて判断する監視のこと。 【運用コストへの影響】 エラー監視やリソース監視、パフォーマンス監視を行うことによって、障害原因の追求が容易となったり、障害を未然に防止できるなど、情報システムの品質を維持するための運用コストが下がる。 また、定期報告会には、リソース監視結果、パフォーマンス監視結果の報告は必須ではない。
C.5.9.1	運用・保守性	サポート体制	定期報告会実施頻度	保守に関する定期報告会の開催の要否。	○	3	四半期に1回		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	年1回	半年に1回	四半期に1回	月1回	週1回以上	【注意事項】 業務ごとの定期報告会の頻度を指す。 また、障害発生時に実施される不定期の報告会は含まない。 保守に関する報告事項が予め少ないと想定される場合、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 保守に関する報告事項が予め多いと想定される場合、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。
C.5.9.2	運用・保守性	サポート体制	報告内容のレベル	定期報告会において報告する内容の詳しさを定める項目。	○	3	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	障害報告のみ	障害報告に加えて運用状況報告を行う	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う			
C.6.2.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問い合わせ対応窓口の設置有無	ユーザの問い合わせに対して単一の窓口機能を提供するかどうかに関する項目。	○	1	ベンダーの既設コールセンターを利用する		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問い合わせ対応窓口の設置について規定しない	ベンダーの既設コールセンターを利用する	ベンダーの常駐専用窓口を設ける				【注意事項】 ここでは、ユーザとベンダー間における問い合わせ窓口の設置の有無について確認する。問い合わせ対応窓口機能の具体的な実現方法については、別途に具体化する必要が有る。 問い合わせ対応窓口を設置する必要がない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 運用の実現性を確認した上で、常駐作業員がいないと適切な保守・運用ができないと考えられる場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。
C.6.3.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	インシデント管理の実施有無	システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△	2	ベンダーに委託し、既存のインシデント管理のプロセスに従う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理について規定しない	自治体において実施し、既存のインシデント管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存のインシデント管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規にインシデント管理のプロセスを規定する			【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の扱い	選択レベル	選択時の条件	[+][-] 条件	レベル							備考		
									-	*	0	1	2	3	4		5	
C.6.4.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問題管理の実施有無	インシデントの根本原因を追究するための問題管理を実施するかどうかを確認する。問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△	2	ベンダーに委託し、既存の問題管理のプロセスに従う	運用管理業務のうち問題管理に対する管理として求める内容。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理について規定しない	自治体において実施し、既存の問題管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存の問題管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規に問題管理のプロセスを規定する			【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。
C.6.5.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	構成管理の実施有無	リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。構成管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△	2	ベンダーに委託し、既存の構成管理のプロセスに従う	運用管理業務のうち構成管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理について規定しない	自治体において実施し、既存の構成管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存の構成管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規に構成管理のプロセスを規定する			
C.6.6.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	変更管理の実施有無	ハードウェアの交換やソフトウェアのパッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。変更管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△	2	ベンダーに委託し、既存の変更管理のプロセスに従う	運用管理業務のうち変更管理に対する管理として求める内容。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理について規定しない	自治体において実施し、既存の変更管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存の変更管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規に変更管理のプロセスを規定する			【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。
C.6.7.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	リリース管理の実施有無	承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。リリース管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△	2	ベンダーに委託し、既存のリリース管理のプロセスに従う	運用管理業務のうちリリース管理に対する管理として求める内容。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理について規定しない	自治体において実施し、既存のリリース管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存のリリース管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規にリリース管理のプロセスを規定する			【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。
D.1.1.1	移行性	移行時期	システム移行期間	移行作業開始から本稼働までのシステム移行期間。	○	4	2年未満	年度を跨いで移行を進める必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	システム移行無し	3ヶ月未満	半年未満	1年未満	2年未満	2年以上	【注意事項】 期間短縮の場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 さらに長期期間が必要な場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。
D.1.1.3	移行性	移行時期	並行稼働の有無	移行作業から本稼働までのシステムの並行稼働の有無。	○	1	有り	移行のためのシステム停止期間が少ないため、移行時のリスクを考慮して並行稼働は必要。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り					【レベル1】 並行稼働有りの場合には、その期間、方法等を規定すること。 【注意事項】 移行のためのシステム停止期間が確保可能であり、並行稼働しない場合、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。
E.3.1.2	セキュリティ	セキュリティ診断	Webアプリケーション診断実施の有無	Webアプリケーション診断とは、Webサイトに対して行うWebサーバやWebアプリケーションに対するセキュリティ診断のこと。	○	1	実施	内部ネットワーク経由での攻撃に対する脅威が発生する可能性があるため対策を講じておく必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	不要	実施					【注意事項】 内部犯を想定する必要がない場合、インターネットに接続したWebアプリケーションを用いない場合、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。